

(共同リリース)

## 日本航空とアメリカン航空、米国運輸省による米国独占禁止法の適用免除(ATI)の正式認可を受領

2010年11月11日  
日本航空  
アメリカン航空

日本航空(本社:東京都品川区)とアメリカン航空(本社:米国テキサス州フォートワース)は、米国独占禁止法の適用免除(以下、ATI)の正式認可を米国運輸省より受けました。

日本航空は2010年10月22日に、国土交通省により、「アメリカン航空との太平洋路線における独占禁止法の適用免除の認可」を受けています。今回の米国運輸省の正式認可により両社は共同事業に関する具体的協議を速やかに開始し、2011年の早い段階で太平洋路線における共同事業を実現させる予定です。

日本航空とアメリカン航空の共同事業においては、路線ネットワークや商品、サービスなどの共同歩調により、お客さまによりよいサービスをご提供いたします。また、両社は事業運営体制や販売体制においても提携をより強化することで、より一層の効率化とコスト削減を推進して、競争力の強化を図ります。

ともにワンワールドメンバーである日本航空とアメリカン航空は今後、他のワンワールドアライアンスメンバーとの提携関係も強化し、お客さまにより良いサービスをご提供できるよう努力してまいります。

### 【共同事業対象路線 (太平洋路線のみ 註)]

1. 成田空港発着路線  
(日本航空による運航) 成田=ニューヨーク、シカゴ、ロサンゼルス、  
(アメリカン航空による運航) 成田=ダラスフォートワース、ニューヨーク、  
シカゴ、ロサンゼルス
2. 羽田空港発着路線  
(日本航空による運航) 羽田=サンフランシスコ  
(アメリカン航空による運航) 羽田=ニューヨーク  
(ニューヨーク発は1月20日、羽田発は22日)

註:中国、韓国等、第三国への以遠路線の共同事業については、各々の国の認可が条件となることから(現時点では未認可)、日本航空とアメリカン航空双方の運航する太平洋路線のみ記述。

以上